

長野県社会福祉事業団のホームページ用動画製作業務委託仕様書

この仕様書は、社会福祉法人長野県社会福祉事業団の「ホームページ用動画製作」業務委託契約の内容及び履行方法等の細則について定めるものとする。

なお、この仕様書は業務を実施するための大要を示すものであり、その性質上記載のない事項でも自然付帯の業務は委託契約金額の範囲内で実施すること。

また、業務の特質から、障害者総合支援法、知的障害者福祉法、個人情報保護法、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守することとする。

1 業務の名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団のホームページ用動画製作業務委託

2 目的

近年、動画による情報発信の需要が高まる中、「ホームページ」のリニューアルを実施するにあたり、文章や写真等と共に当事業団情報をより正確かつ分かりやすく、そして魅力的に伝えるための動画を製作することで、ホームページをより一層活用できるものにする。

3 基本方針

- (1) 当事業団の魅力をよりよく発信できること
- (2) 他媒体との連携を図り、相乗的・効果的に発信できること
- (3) ドローン撮影を必須業務とする

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5 委託場所

社会福祉法人長野県社会福祉事業団本部事務局（長野県長野市高田 364 番地 1）および各所（その他取材や作業、打合せのため必要な箇所を含む。）

6 納期

令和7年度8月31日までとする。

※季節等の問題もあるため、事業団と受託者の打合せにより変更も可。

7 業務概要

- (1) 動画の製作（企画提案、打合せ、取材、撮影、編集等含む）

※動画作品は1分程度の映像8本程度を想定

- (2) 撮影については、ドローンでの撮影も可能なこと
- (3) 動画製作研修の実施

8 納期

令和7年8月1日

※ただし、事業団と受託者の協議により、契約期間を超えない限りで調整を行うことができる。

9 秘密保持

- (1) 受託者は、当該事業において収集及び取り扱う個人情報は「長野県個人情報保護条例」を準拠するとともに、個人情報に関する法令を遵守し、適正に取り扱うものとし、流出・損失を生じさせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務上知り得た秘密を他に一切漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等も含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

10 その他要件・留意事項

- (1) 取材、撮影、素材購入が必要となる場合、その際に発生する経費は原則費用に含まれるものとする。
- (2) 本業務における成果物の所有権や著作権は、全て委託者に帰属し、委託者は連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- (3) 受託者は委託者に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。また成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 本事業に関する所有権や著作権は原則として全て委託者に帰属すること。

11 その他

- (1) 本委託にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 本委託にあたり、受託事業者は事業団担当者と連絡を密に取り、作業の進捗に支障がないようにすること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項および委託内容に疑義が生じた場合は、事業団と協議のうえ、対処すること。
- (4) 委託者の定めた仕様書の履行がされず、協議をしても改善がみられないと判断した

場合は、契約期間内であっても催告し、契約を解除することができる。

- (5) 受託者は、契約期間満了等により受託者が変更となった場合は、新たな受託者による本業務が円滑に行えるように引継ぎに協力すること。
- (6) 損害賠償責任について
 - ① 委託業務の実施にあたっては、委託者及び施設及び第三者に損害を与えないようにしなければならない。
 - ② 受託者はその責めに帰すべき事由により、委託者及び施設及び第三者に損害（事件・事故等）を与えた場合は、その損害について賠償責任を負うものとする。
- (7) 委託者は、委託業務に関して調査し、必要のある時は改善を求めることができる。この場合、受託者は直ちにこれに応じ、その結果を報告しなければならない。